

## 【漢検漢字文化研究奨励賞】優秀賞

### 西海道風土記乙類歌謡の文字選択（再考）

上智大学大学院文学研究科国文学専攻 博士後期課程二年 宮川 優

#### 一 はじめに

西海道風土記にその表記方法から二類の別があることは早く知られ、井上通泰氏がそれらを甲類・乙類と呼んで以降、その呼称が定着している。研究に於いては、甲類・乙類・それらと類同記事を持つ日本書紀、という二つの先後関係が主に問題とされてきた。ただし乙類はそのすべてが逸文であり、それを西海道風土記逸文として採り上げるかは研究者によって異なる。今回とりあげる西海道風土記乙類歌謡を含む文章は万葉集註釈に収められたものである。校異はあるものの、狩谷椽齋の『採輯諸國風土記』、栗田寛の『古風土記逸文考証』、井上通泰の『西海道風土記逸文新考』にも採られているほか、現行の諸注釈もこれを西海道風土記逸文として認めている。

一方で、一連の逸文を西海道風土記乙類と認めるならば、「なぜ同じ西海道地域の古風土記として甲類・乙類の二種類が存在するか」という疑問がある。その答えの一つとして、乙類が甲類とはその編纂意図を異にしているであろうことが指摘されている。殊に、乙類が文人趣味的な興味・関心のもとに編まれたとする説は、小島憲之氏の論<sup>1</sup>に始まり、諸家の認めるところである。

日本書紀と西海道風土記甲類・同乙類との成立の問題は重要であるけれども、本論ではその先後関係は一先ず置き、歌謡の文字選択という観点から、両者の差異を捉えたい。

#### 二 甲類・乙類の歌謡における表記の差異

西海道風土記甲類・同乙類は歌謡を一首ずつ有する。最初にそれぞれの表記を確認する。

甲類の歌謡は、『肥前国風土記』松浦郡・褶振峰条にある。本文は校本『肥前国風土記』実観本（内甲本・南葵本・義勝本・岩崎本・纂註本を対校）、真風本、久老本を比較し、校訂した<sup>2</sup>。

志努波羅能 意登比賣能古素 佐比登由母 爲祢弓牟志太夜 伊幣爾久太佐牟  
この歌について、複数回登場する音節の表記を確認する。複数回登場する音節を便宜的に平仮名で表すと、登場順に「し」「の」「と」「ひ」「だ」の五字である。該当する字音仮名を、左にゴシック太字に傍線で示す。

志努波羅能 意登比賣能古素 佐比登由母 爲祢弓牟志太夜 伊幣爾久太佐牟  
整理すれば、表1の通りである。

ここで、各々の語の種類が異なることを示したい。

「篠原」という地名の一部「し」と時を表す名詞「しだ」の一部「し」とは、いずれ

も「志」で表されている。「篠原の」の「の」と「おとひめの」の「の」とは、どちらも格助詞「の」であるが、いずれも「能」で表されている。「おとひめ」という名詞の一部と「さ一（ひと）夜」という数詞の一部とを較べると、「と」はいずれも「登」、「ひ」はいずれも「比」で表されている。時を表す名詞「しだ」の一部「だ」とサ行四段活用動詞「下す」の未然形の語幹の一部である「くださ」の「だ」とは、いずれも「太」で表されている。

つまり、西海道風土記甲類の歌謡は、語の種類への如何に関わらず、同音節が同字によって表されている。

表1 同音節の表記の比較（西海道風土記 甲類・歌謡）

同音節を含む句 (□が対象となる字)		語の種類
①し	因怒波羅能	地名(固有名詞)の一部
	因太夜	一般名詞「しだ(時)の意」の一部
②の	志怒波羅能	格助詞「の」
	意登比賣能古素	格助詞「の」
③と	意登比賣能古素	人名(固有名詞)の一部
	佐比登由母	数詞の一部
④ひ	意登比賣能古素	一般名詞「ひめ」の一部
	佐比登由母	数詞の一部
⑤だ	志因夜	一般名詞「しだ(時)の意」の一部
	伊幣爾久因佐牟	サ行四段活用動詞「下す」の未然形の語幹の一部

乙類の歌謡は『万葉集註釈』所引の『筑紫(肥前国)風土記』逸文・杵島山条にある。本文は『万葉集註釈』の国文研貴重書、冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本、および書陵部蔵本を比較し、校訂した<sup>4)</sup>。

婀娜礼符縷 者資麼能多壇塙 嵯峨紫彌台 區縵刀理我泥底 伊母我提塙刀縷  
得られた表記は右の通りであるが、問題点は、校異が少なくないことである。殊に「者資麼能」の「能」、「嵯峨紫彌台」の「台」は一考を要する。前者は、今回校訂に用いた諸本ではすべて「熊」と表される。後者はすべて「占」と表される。また、今井似閑の『萬葉緯』(巻第十八 諸書所引風土記 肥前国 杵島へ歌、国会デジタルコレクショ)、永統的識別子info: ndjp/p1d/2608189、国立国会図書館書誌ID 000007317423、請求記号862-77)には次のように記される(傍線は宮川が引いた。以下同様)。

阿羅礼符縷者資麼加多禮塙嵯峨紫弥占區縵刀理我泥底伊母我提塙刀縷(是杵島曲) 同様に冒頭で掲げた『採輯諸國風土記』、『古風土記逸文考證』、『西海道風土記逸文新考』は『万葉集註釈』だけでなく『萬葉緯』にも基づき、次のように本文を掲げる。

狩谷掖齋『増補改訂 採輯諸國風土記』(肥前国 杵島、與謝野寛 編集校訂、日本古典全集刊行會、一九二八年)

阿羅禮符縷者資熊加多壇塙嵯峨紫彌苦〔原作占今案文義改。〕區縵刀理我泥底  
伊母我提塙〔○原作鷗今案文義改。〕刀縷〔是杵島曲○萬葉注釋三。〕

栗田寛『古風土記逸文考證』(肥前 杵島、高南莊、一九三六年)

阿羅禮布縷、者資麼加多壇塙嵯峨紫彌苦、區縵刀理我泥底、伊母我提塙刀縷、  
〔是杵島曲也〕〔○仙覺萬葉鈔卷三〕

井上通泰『西海道風土記逸文新考』(肥前國 杵嶋岳、巧人社、一九三五年)

阿羅禮符縷、者資麼加多壇塙、嵯峨紫彌占、區縵刀理我泥底、伊母我提塙刀縷  
〔是杵嶋曲〕〔○萬葉集仙覺抄第三霰零吉志美我高嶺乎之註所引〕

以上を踏まえた上で、本論では、「熊」については『萬葉緯』の「加」を採らず校訂に用いた諸本の「熊」を「能」の誤写と見る。「占」については「台」とはくずし字では似通う可能性があり、『西海道風土記逸文新考』における井上通泰氏の指摘に従いたい。井上通泰氏は右のように本文を掲げながらも、左のように校訂している。

歌詞の字にも小異あり。そはいづれにてもあるべけれど第三句の占は誤字ならざるべからず。考證本に之を苦としたれど苦にもトの音は無し。恐らくは台の誤ならむ。台をトに充てたる例はたとへば神代紀寶鏡開始章の第三の一書に中臣連遠祖コトムスビを興台産靈と書けり

この歌についても甲類歌謡と同様に同音節の表記を確認し整理すれば、表2の通りである。

「符縷」というラ行四段活用動詞「降る」の連体形の活用語尾と、「刀縷」というタ行四段活用動詞「取る」の終止形の活用語尾とは、同じ「縷」で表されている。「區縵刀理」「提塙刀縷」の「刀」はいずれもラ行四段活用動詞「取る」の語幹であり、同じ「刀」で表現されている。

一方、「者資麼(杵島)」という地名の一部「し」と、形容詞「嵯峨紫(さがし…「けわしい」の意)」の活用語尾の一部「し」とでは、それぞれ「資」、「紫」が用いられ、書き分けが行われていると考えられる。また、形容詞「さがし」の語幹の一部「さ」は「嵯」、名詞「區縵(草)」の一部「さ」は「縵」とそれぞれ表され、偏が異なる。また形容詞「さがし」の語幹の一部「が」が「峨」で表され、同音節である「刀理我泥底」の「我」すなわちナ行下二段活用の補助動詞「がぬ(かぬの濁音化)」の一部と、やはり同音節である「伊母我」の「我」すなわち格助詞「が」とは異なる字で記されている。つまり、西海道風土記乙類の歌謡は同音節であっても同字で表記されるとは限らない。そして見かけの上では、恰も語の種類によって書き分けられているかのようである。

表2 同音節の表記の比較（西海道風土記 乙類・歌謡）

※網掛け部分は同音節に同字が用いられている句を示す。

同音節を含む句 （□が対象となる字）		語の種類
①る	伊母我提場刀 <sup>㊦</sup> 者 <sup>㊦</sup> 麼能多埜場 嵯峨 <sup>㊦</sup> 紫彌台	ヲ行四段活用動詞「降る」の連体形の活用語尾 タ行四段活用動詞「取る」の終止形の活用語尾 地名（固有名詞）の一部
②し	者 <sup>㊦</sup> 麼能多埜場 伊母我提場刀 <sup>㊦</sup>	形容詞「さがし（「けわしい」の意）」の活用語尾の一部 格助詞「を」
③を	伊母我提場刀 <sup>㊦</sup> 嵯峨 <sup>㊦</sup> 紫彌台	格助詞「を」 形容詞「さがし（「けわしい」の意）」の語幹の一部
④さ	區 <sup>㊦</sup> 縫刀理我泥底 伊母我提場刀 <sup>㊦</sup>	一般名詞「草」の一部 ヲ行四段活用動詞「取る」の連用形の語幹
⑤と	伊母我提場刀 <sup>㊦</sup> 嵯峨 <sup>㊦</sup> 紫彌台	ヲ行四段活用動詞「取る」の終止形の語幹 形容詞「さがし（「けわしい」の意）」の語幹の一部
⑥が	伊母 <sup>㊦</sup> 提場刀 <sup>㊦</sup> 區 <sup>㊦</sup> 縫刀理我泥底	ナ行下二段活用の補助動詞「がぬ（かぬの濁音化）」の一部 格助詞「が」
⑦て	伊母我 <sup>㊦</sup> 埜場刀 <sup>㊦</sup> 區 <sup>㊦</sup> 縫刀理我泥 <sup>㊦</sup>	一般名詞「手」 接続助詞「て」

### 三 西海道風土記乙類歌謡の表記が表すもの (一) 語の種類による書き分け

西海道風土記乙類歌謡における同音節の書き分けは、語の種類、つまり現代で言うところの品詞によるのではないだろうか。無論、当時の資料に文法を体系的にまとめたものや、現代の品詞に相当するような分類を記したものは存在しないので、安易にそう述べるのは危険である。けれども、意識として自立語（詞）と付属語（辞）という対照が既にあった可能性はある。

しかしその判断を行う前に、これらが有意の書き分けではなく、上代文献全般に亘って歌謡でよく見られるような変字法の範疇に留まる書き分けではないかと疑ってみる必要がある。そこで、西海道風土記以外の古風土記に載せる歌謡のうち、一字一音に表記された十七首を対象として、これらが語の種類によって書き分けを行っている可能性があるかどうかという観点から検証してみたい。以下に、古風土記に載せる歌謡のうち一字一音で記されたものから西海道風土記の二首を除いて常陸国・播磨国・出雲国・豊後国・肥前国・逸文の順に通し番号を振り、検討が必要な歌謡のみを抽出して順に掲げる。

まず常陸国風土記には、一字一音で記された九首のうち次の五首に変字法と思しき表

記がある。

- 一、許智多雞波 乎國頭勢夜麻能 伊國歸爾母 爲弓許母郎奈牟 奈古非紋和支母  
(新治郡)
- 六、安良佐賀乃 賀味國彌佐氣乎 多義止 伊比祁婆賀母與 和我惠比爾祁牟  
(香島郡)
- 七、伊夜是留乃 阿是乃古麻都爾 由布國弓々 和乎布利彌由母 阿是古志麻波母  
(香島郡)
- 八、字志乎爾波 多々牟止伊閉止 奈西乃古國 夜蘇志麻久理 和乎彌佐志理也  
(香島郡)
- 九、志漏止利乃 男我都々彌乎 都々牟止母 安良布麻百呂疑 國古叡  
(香島郡)

一は「を」はつせ山」という固有名詞の一部「は」と「石城(いはき)」という一般名詞の一部「は」を書き分けているが、他方で助詞「も」とラ行四段活用動詞「籠(こも)」の語幹の一部「も」と一般名詞「わぎも(わが妹)」の「も」を同字「母」で記している。「許」「奈」についても「母」と同様に同じ字を異なる種類の語に用いており、語の種類による書き分けとは捉えられない。

六は「言ふ」連用形の活用語尾と「酔ひ」連用形の活用語尾は同じ「比」で記されるが、「あらかさかの」「神」「かも」の「か」を同字「賀」で記し、格助詞「の」を書き分ける。

七はダ行下二段活用動詞「しづ」の語幹「し」と一般名詞「小島(こしま)」の一部「し」を書き分けているが、他方で「是」「麻」「由」「布」といった文字はそれぞれ異なる種類の語に亘って用いられており、語の種類による書き分けとは捉えられない。前者は動詞の活用語尾「で」に続くものとして「悉」という音が選ばれた可能性はあるが、本論の主旨に関わらないので触れない。

八は格助詞「が」とラ行四段活用動詞「かくる」の語幹の一部「か」の濁音化「が」を書き分けている。また、ともに四段動詞の連用形である「隠り」「走り」の「り」が同じ「理」で記されている。しかし同時に「志」「乎」「止(清音、濁音 各一字)」といった文字が、それぞれ異なる種類の語に亘り用いられており、やはり語の種類による書き分けとは言えない。

九は現行の注釈書において解釈が大きく分かれるが、日本古典文学大系に従えば、ク活用形容詞「しろ」を書き分け、一般名詞「羽(は)」を書き分けている。同時に「止」が、また「都々」も、異なる種類の語に亘って用いられており、語の種類による書き分けとは言えない。

次に播磨国風土記には、次の一首に変字法と思しき表記がある。

- 十、字都久志伎 阿米乃佐々波爾 阿良禮布理 志毛布留等毛 奈加禮曾爾 園米乃佐々波  
(賀毛郡)

これは接頭語「小(を)」を書き分けているほか、「霰」と「枯れ」の「れ」や「霜」と「とも」の「と」を同字で記している。

第三に伊勢国風土記逸文・的形浦条に一首、変字法と思しき表記がある。

十一 麻須良遠能 佐都夜多波佐美 牟加比多知 伊流夜麻度加多 波麻<sup>四</sup>佐夜氣  
佐

これは格助詞「の」を書き分けているほか、「ますらをの」と「的形」の「ま」を同じ「麻」で記すのを始めとして、「佐」「夜」「多」は異なる種類の語に亘って用いられる。最後に丹後国風土記逸文・浦嶋子条の一首に変字法と思しき表記がある。

十七 等許與弊爾 久母<sup>多</sup>知和多留 多由<sup>四</sup>久母 波都<sup>四</sup> 困等比志 和禮曾<sup>四</sup>奈志企

これも現行の注釈書において解釈が大きく分かれるが、日本古典文学大系に従えば、マ行四段活用動詞「たゆむ」の変化形「たゆまく」の一部と八行四段動詞「惑(まど)ふ」の語幹の一部とを書き分けている。他方で「久母」「多」「和」「志」といった文字は異なる種類の語に亘って用いられ、語の種類による書き分けとは考えられない。

語の種類による書き分けが行われているかどうかという一点から見れば、解釈に大きな疑問の残る九番と十七番の二首を置くとしても、一字一音式に記された古風土記歌謡における仮名は、同じ種類の語を書き分けたり、異なる種類の語に同字を用いたりしており、語の種類によって書き分けられている可能性はない。

さて、西海道風土記乙類歌謡をこの観点でいま一度見てみると、同音節が複数登場する文字は「る」「し」「を」「さ」「と」「が」「て」の七つであり、そのうち語の種類を同じくする「る」「を」「と」は同字で記され、語の種類を異にする「し」「さ」「が」「て」には別字が用いられていることが注目される。

以上から、西海道風土記乙類歌謡では自立語(詞)と付属語(辞)との対照が念頭に置かれ、語の種類を書き分けるために、これらの文字が選ばれたという可能性を指摘できる。

しかし、語の種類を書き分けたとすれば、一点矛盾が生じている。それは、補助動詞の一部と格助詞とがおなじ「我」で記されている点である。

古風土記に「が」という音節を表す仮名には、それぞれ牙音(我・峨・加)・喉音(賀・河・何)が用いられ、また宜のような古韓音も使用される。ところで、日本書紀のいわゆる $\alpha$ 群は最新の中国北方の字音体系を知る者によって書かれたとされるが、その日本書紀 $\alpha$ 群では、ガ行音には牙音しか用いない。古風土記に用いられる牙音のうち、最も多く用いられるのは「我」であり、「峨」は当該例(一例)のみである。また通常清音表記である「加」を濁音表記に用いる例は出雲国風土記の地名「加賀」の別表記「加加」があるが、これは地名起源譚のなかに「かかやく」を「加加明」と表現したのに引かれて用いられたのであろう。

従って、古風土記において「が」という音節を表す仮名は複数あるが、乙類の書記者は日本書紀 $\alpha$ 群の書記者と同様の字音仮名の選択意識を持ち、さらに形容詞「さがし」には音だけでなく意味をも表す字音仮名を選んだために、このような書き分けとなったものと考えられる。<sup>10)</sup>

補助動詞「かぬ」と格助詞「が」とは共に付属語(辞)である。「が」という音節に牙音の仮名を用いることと、詞と辞との対照という二点が優先されれば、補助動詞の一部と格助詞とが書き分けられなかったとしても不自然であるとは言えない。むしろ、それらが同じ「我」で記されているのは、形容詞「さがし」を「嵯峨紫」とし、「我」の

代わりに「岨」を用いたことを際立たせる工夫と言えよう。

形容詞「さがし」を「嵯峨紫」と表記する当該風土記の工夫について、二つの先行研究を掲げる。

まず、大野透氏が『萬葉假名の研究』（一九六二年、明治書院、三四五―三四六頁）に同一字素による用字を取り上げ、そのうち「義を示す字素を共有する用字」のひとつとして（17）耆資熊加多壇塙嵯峨紫彌台」を掲げ、

（17）の多壇塙の壇・塙と嵯峨紫の嵯峨は夫々土字と山字を共有する用字であるが、塙（高燥地）・塙（小障也、一曰小城）はタケ乙（嶽）に因む用字であり、又嵯峨はサガシ（險）に因む用字であり、更に塙・塙と嵯・峨は相照応する用字であることが認められる。

とこの歌に言及している。

次に、荻原千鶴氏「九州風土記の甲類・乙類と『日本書紀』（『風土記研究』第三三三号、二〇〇九年、五五頁）が次のように指摘している。

特異な仮名表記を用いつつ、漢語の知識を盛り込む、といった事例はほかにもみえる。

C 廻禮符縷 耆資能多壇塙 嵯峨紫弥台 匣 縶刀理我泥底 伊母我提塙刀縷（是杵嶋曲）

『万葉集註釈』所引『肥前国風土記』〔乙類〕「嵯峨紫弥（さがしみ）」は音仮名表記だが、「さが」にあてる「嵯峨」は、けわしい意の漢語であり、一字一音の仮名表記の上に視覚的に漢語を呈し、その意味を響かせている（「嵯」「峨」は『日本書紀』α群の巻十九・巻十七に、それぞれ単体で仮名として使用されるが、乙類のような漢語をしのばせる用法は見られない）。

「しまノたケ」の「ケ」にあてる仮名「塙」は、『日本書紀』はおろか他の上代文献にもみえない特殊な文字だが、「高いところ」という字義にもとづいて選択されたものと思われ、視覚上で意味を響かせている。

荻原氏は注において『文選』西京賦』の「嵯峨嶮嶮」を用例の一つとして挙げている。また、「嵯峨」という表現は出雲国風土記に二箇所（嶋根郡・楯縫郡）、肥前国風土記に一箇所（彼杵郡）用例があるが、この三例はいずれも音仮名ではない。

「さがし」は山などが峻険である様子を表す形容詞だが、大野氏、荻原氏の指摘するとおり、敢えて「嵯峨」が用いられていると考えられる。言うなれば、これは表音的要求と表語的要求とに同時に応える表意兼帯仮名と言い得る。その表現上の工夫をより明瞭なものとするために、同音節である「草」の「さ」を糸偏の「縶」に、「さがし」以外の「が」という音節を「我」に書き分けたのだろう。

二つの「さ」を二種の仮名で書き分けたのと同様に、三つの「が」を三種の仮名で書き分ければ、反って「嵯峨紫」の書き分けが鮮明な印象として残らなくなる恐れもある。補助動詞「かぬ」と格助詞「が」とは共に付属語（辞）であるため、これらと同じ「我」で記すほうが、対照的に自立語（詞）である「嵯峨紫」の表現上の工夫は明瞭になる。先の矛盾は、こうした慎重な文字選択によって生じていると推察される。

変字法の提唱者である高木市之助氏は「變字法に就て」（『吉野の鮎』岩波書店、一九四一年 所収、一二七頁―二四三頁）において、「變字法とは、同一句又は類似句

の反復に於て、多数の反復字中に、少数の文字だけのことさらに變へて用ふる一種の用字法」としているが、その意味については、「言葉を精密的確にうつすと云ふ用字上の意味と無關心である事は明かである。」「變字法は又音韻とも無關係であらう。」として、上代に読まれた漢詩、とりわけ『詩経』に収められた詩の文字配列の可視性を反映させたものであるとしている。

しかし、以上に見るように、西海道風土記乙類歌謡の表記は「用字上の意味と無關心」では有り得ない。そこには自立語(詞)と付屬語(辞)との対照あるいは語の種類の違いの書き分けといった意識を読み取れる上、字義にも繊細に注意が払われていることを指摘できる。

#### 四 西海道風土記乙類歌謡の表記が表すもの (二) アクセントによる書き分け

さらに、西海道風土記乙類歌謡の表記は音韻にも関係している可能性が高い。

高山倫明氏は『日本語音韻史の研究』第三部 韻律論、第七章 音訳漢字とアクセント(株式会社ひつじ書房、二〇一二年)において、岩崎本皇極紀の歌謡を契機として、「声調がある程度、漢字選択の際の判断基準になっている可能性」を見出し、「声点と音仮名の原音をつきあわせ」て「1声点(平声点)が差される傾向のある音仮名に平声字、2声点(上声点)が差される傾向のある音仮名に仄声字が目立」つことを指摘し、次のように結論づけている。

書紀音仮名表記の一部において、音仮名連続における原音調類の配列と、同一語句の平安時代中央語のアクセントにある程度の相関性が見られることを指摘した。これら一部の音仮名表記は、平安時代語の前身である奈良時代中央語のアクセントを何らかの形で反映している可能性があると見えよう。

そこで、西海道風土記乙類歌謡をこの視点によって確認してみたい。

西海道風土記乙類の歌謡は、皇極紀歌謡の岩崎本のように、直截的に平安時代の声点を残す資料を持たないため、声点を別資料から推測する必要がある。この歌謡に用いられた文字の平安アクセントを推測するために今回用いた資料は注<sup>1)</sup>に掲げたとおりである。以下、これらを仮に〈平安アクセント資料〉と呼ぶ。

まず、助詞のみを先行研究に基づいて検討する。この歌謡に用いられた助詞は格助詞「の」、格助詞「を」が二つ、格助詞「と」、接続助詞「て」、格助詞「が」の延べ六字である。

初めに桜井茂治氏の『古代国語アクセント史論考』九 助詞アクセントの史的考察

1 アクセントから見た助詞の分類(桜楓社、一九七五年)から該当する部分を抜粋(1)(c)は省略)して確認すると、次のようである。

(1)常に、助詞独自のアクセントの型が決まっているもの

(a)つねに高平調(上声)アクセントのもの。

「が」「は」「と」「を」「つ」「や」「か」

(b)つねに低平調(平声)のアクセントのもの。

「と」「を」

(2) 前接語によって、アクセントが変わるもの。

(a) 前接語の最後の拍の高さの反対になるもの。

「と」

(b) 前接語の型によって変るもの。

「の」

犬飼隆氏「万葉人の声再現の試み」4、7、八世紀のアクセント 4-4、各品詞のアクセント(『万葉人の声』青簡舎、二〇一五年 所収)にも同様の指摘がある。

助詞は、平安時代まで、前につく名詞にかかわらず独自のアクセントでした。現代でも助詞を単独で発音すればアクセントがありますが、文中では前の語のアクセントに従って文節アクセントをつくります。大きな違いです。そして一音節の助詞はその機能にふさわしい音程でした。多くの格助詞と係助詞「は」はH、接続助詞「て」もH、格助詞の引用の「と」と接続助詞「ば」はL、「は」以外の係助詞はF、副助詞「し」もFです。並列の「と」は前の音節と反対の高さで並列の関係を明示しました。

以上の指摘から、それぞれのアクセントについて、格助詞「を」二つは高平調(上声)アクセント、格助詞「と」は『険しいので』と引用の「と」であるため低平調(平声)アクセント、接続助詞「て」は高平調(上声)アクセント、格助詞「が」は高平調(上声)アクセントと考えることができ、五字とも『広韻』の調類と対応する。格助詞「の」については不明である。『広韻』も上平声・上声・去声のいずれにも属するので、正しく対応する可能性も振れて対応する可能性もある。一旦保留する。

次に、「降る」「嶽」「さがし」「み」「草」「取り」「がね」「妹」「手」の各語について、〈平安アクセント資料〉のうち、アクセント史資料研究会による「声点付和訓索引」「アクセント史資料索引」(以下「アクセント史資料」とする)を頼りに検討する。

第一に、動詞「降る」は「アクセント史資料」第一九号、四〇三頁に、

ヒサメフル「雨水」〈平上上平上〉

とあり、北野本巻三・一九丁ウラ三行、兼右本巻三・一六丁ウラ七行、内閣本巻三・一〇丁オモテ三行に同じ声点「平上」を確認できる。これは『広韻』の調類と対応している。ただし、熱田本は同じ箇所を〈平平〇平平〉としており、「アクセント史資料」第二号、一二〇頁には『御巫本 日本書紀私記』一四丁ウラ四行の「降」に関して不留止(平平平、「留」の声点は朱ノミ)とあり、「降る」の声点に例外もあることが知られる。

第二に、名詞「岳・嶽」は、「アクセント史資料」第一九号、二五五頁に、  
鳴武羅能陀該儻(峰群嶺)〈平上平平平上上〉

とあり、図書寮本巻一四・一三六行、兼右本巻一四・一〇丁オモテ一行、内閣本巻一四・九丁オモテ八行に同じ声点「平上」を確認できる。ただし、同じ箇所を熱田本は〈上上平平平上平〉、前田本は〈平上平〇平上上〉としている。けれども「たけ」の声点はいずれもほかと同じ「平上」である。さらに、兼右本巻七・二一丁ウラ八行と内閣本巻七・一七丁ウラ三行とに「翠嶺」を

アラキタケ〈平平上平上〉

としており、「たけ」がやはり「平上」であることは動かない。これらは『広韻』における声調と対応している。

第三に、ミ語法の「み」は、「アクセント史資料」第一九号、四二七頁に、「山高み」を

椰摩娜箇彌〈平平上上平〉

としており、図書寮本卷一三・一八五行、内閣府本卷一三・一一丁オモテ一行にそれを確認できる。「アクセント史資料」では、熱田本卷一三・一六五行においても声点を同じくしていることがわかる。いずれも『広韻』における声調と対応している。ただし、同じ箇所を兼右本は〈平平上上〉としており、例外もあることが知られる。

第四に、名詞「草」は、「アクセント史資料」第二号、四九頁に「草の」を

久左乃（平平平）

とする。それは『御巫本・日本書紀私記』の二八丁オモテ二行に草垣葉へ久左乃加岐波毛（平平上上上平（濁）上）と確認できる。『広韻』における声調と対応する。

第五に、動詞「取る」の連用形「取り」は、「アクセント史資料」第一九号、三二三頁に「棹取」を

佐鳥刀利珥〈平平上上上〉

とし、前田家本卷一・四五行、北野本卷一・五丁ウラ三行、兼右本卷一・四丁オモテ五行にそれを確認できる。内閣府本卷一・三丁ウラ二行は同じ箇所を〈平平上上上〉とするが、「とり」の声点は「平上」で動かない。これも『広韻』における声調と対応する。

第六に、補助動詞「かぬ」の連用形の濁音化と、接続助詞「て」である。「アクセント史資料」第一九号、一一九頁に「妻枕」を

都磨々祁哥泥底〈上上上上上上〉

としている。先に検討した助詞をも含めた形で、前田家本卷一七・二一行、兼右本卷一七・九丁ウラ二行、内閣府本卷一七・九丁オモテ二行にそれを確認できる。『広韻』における声調と対応する。

第七に名詞「妹」と、名詞「手」とである。「アクセント史資料」第一九号、六〇頁に「妹手」を

伊慕我堤鳴〈平平上上上〉

として、先に検討した助詞をも含めた形で、前田家本卷一七・二五行、図書寮本卷一七・二〇行、兼右本卷一七・九丁ウラ八行、内閣府本卷一七・九丁オモテ七行にそれを確認できる。これらはすべて『広韻』における声調と対応している。

今度は『図書寮本 類聚名義抄』を見る。該当する語は「さがし」である。「嵯峨」とおぼしき部分は損失が激しく明瞭に読み取れないが、ほかの表記に複数の〈サガシ〉という訓話が見られる。そのうち「峻峭」などに「平平（濁）上」という声点が見られ、「嵯峨」などに〈タカクサガシ〉「平平上上平平（濁）平」という声点が見られる。「崑」にはその両方が見られる。「崑崑」の訓話にある複数の声点間の差異は出典（『白氏文集』、『文選』）によると考えられるが、今回の歌謡における「さがし」の声点が「平平上」であれば『広韻』における声調と対応し、「平平平」であれば「さがし」の「し」のみが対応しない。

最後に『観智院本 類聚名義抄』を見る。該当する語は「あられ」「取る」である。

第一に、名詞「あられ」は、法下（三五丁ウラ五行）に

電(歩角反 アラレ(上上上) / 和ハリ ハウ)

とあり、声点は「上上上」である。『広韻』における声調と対応している。

第二に、動詞「取る」の終止形は、僧中(二七丁ウラ)に

取取(正通音趣/トル(平上) )

とあり、声点は「平上」であり、『広韻』における声調と対応することがわかる。

残る「きしま」は容易に声点が見つからないものの、「著資麼」が「杵島」であるなら、「杵」が低起式アクセントであるので、金田一法則により低起式アクセントになる。

また、これが三字の複合名詞であると考えれば、犬飼隆氏「古代語の文音調を再現する試み」(『文法と音声』くろしお出版、一九九九年 所収、二三二頁～二三四頁)の説を援用できる。左に引用する(横書きのものを縦書きに、表は形を変えて記載した。調値の後の数字は数を表す)。

念のため複合して3拍になったものをみてみると、表3 (HHH 38, HHL 9, HHA 1, HLH 1, HLL 4, LHH 6, LHL 15, LLD 1, LHH 11, LLL 35, ALL 1) のとおりである。全高と全低への集中が四拍よりも著しく、本来なら平らかなものが語形が長くなると末尾が下がる／上がるという仮説を支持する傾きを示している。そしてここにも、「かひ」が観智院本の僧下で「LL」法下で「LH」という現象が見られる。……(中略)……

上に記述した現象を矛盾なく説明できるのは、次の解釈であろうか。平安末期の名詞の複合に伴うアクセントの調整は、全高または全低の平らかな形にならずのが基本であった。……(中略)……しかし、複合した後の語形が長くなるにつれて、全高または全低を保持し続けることが困難になり、末尾のみ高くなる／低くなる形で実現する。……(後略)……

さらに犬飼氏は、複合した後の語形において末尾のみアクセントが異なる理由について、前掲論文「万葉人の声再現の試み」二〇頁に次のように記す。

……(前略)……高起式の末尾のLは「へ」の字型に自然に下がった、低起式の末尾のHは下げ続ける筋肉運動がゆるんだと説明できます。……(後略)……

これを援用すれば、「きしま」が低起式アクセントである場合「平平平」である可能性が最も高いが、低い音を維持し続けられず「平平上」というアクセントを取ることもあり得る。

以上をまとめると、後に掲げる表3の通りである。これに基づき分母を□・□に大別し、分子を平安アクセントと『広韻』における声調とが対応する二十二字として平安アクセントと『広韻』における声調との対応率を導く。

□三十一字すべて

□「し」「ま」の二字を除いた二十九字

直截的な(平安アクセント資料)のない「き」「し」「ま」三字のうち、低起式アクセントと目される「杵島」の「き」は低平調(平声)アクセントとして、残る二字のアクセントは不明であるため。

導かれる対応率は、

□三十一分の二十二でおよそ七一パーセントである。

□二十九分の二十二でおよそ七六パーセントである。

つまり、少なくとも七〇パーセント以上が対応する。またいずれの場合も、

(一)平安アクセントと『広韻』における声調とが対応すると断言できかねる九字

すなわち〈平安アクセント資料〉に『広韻』の声調と対応するアクセントが見られるが、同時に例外となるアクセントが見られたり、対応しない可能性があったりする七字(名詞「霞」の「あ」・動詞「降る」の活用語尾「る」・格助詞「の」・形容詞「さがし」の活用語尾「し」・語法の「み」・「草」の「さ」・補助動詞「がぬ(かめの濁音化)」の運用形の一部「ね」)

(二)〈平安アクセント資料〉に該当する用例がないが、先行研究から対応する可能性のある「資」「塵」の二字

のうち、対応する字が増えるほど対応率は上昇する。

前掲論文において高山氏は『対応』率が比較的高い歌謡」と題して「平声字と1声点、仄声字と2声点「稀に3声点(去声点)」の『対応』率を書紀歌謡全体について見た」表を載せ、「おおよその見当をつけるための方便として」と断りつつ、その率が七〇パーセント以上の書紀歌謡の文字選択にアクセントの反映を見ている。これに従うなら西海道風土記乙類歌謡の文字選択にもアクセントが反映された可能性が高い。

高山氏は同論文で、「陰陽・漢音呉音・又音・声点や本文の異同等々の諸問題をあれこれ組み合わせれば、かなり『対応』率を上げることが可能で、恣意に流れる危険性が高い」と注意を促している。高山氏をはじめ先学が戒めるとおり、奈良時代のアクセントを推定することには非常に慎重にならなければならない上、歌謡であること、中央語のアクセントと同一視してよいかどうか等の問題はある。先の検討での(一)・(二)については、現時点で無暗に九字すべてが平安アクセントと『広韻』における声調とが対応するとは判断しかねる。一方で、二十三字以上、場合によっては三十一字すべてが対応する可能性も否定できない。たとえ今回の推定にずれが生じたとしても、またどれほど控えめな判断をしたとしても、西海道風土記乙類歌謡の文字がアクセントを反映して選ばれた可能性は残る。

最後に、本論の冒頭で触れた校異の問題に立ち返りたい。校異のうち「杵島の」の「の」(校訂後の歌謡では「能」)と「さがし」との「と」(校訂後の歌謡では「台」)とは校訂に用いた諸本いずれも異なる字が用いられていた。すなわち、「熊」と「占」とである。対応率を検討する場合に最初からこの二字を除いてみると、二十九字のうち二十一字が対応するため、対応率はおおよそ七二パーセントであり、更に〈平安アクセント資料〉に該当する用例のない「資」「塵」の二字を除けば、対応率は七四パーセントとなる<sup>8)</sup>。

また『万葉緯』はこの歌謡の二句目を「耆資麼能多増塙」ではなく「耆資麼加多増塙」としている。つまり「杵島の嶽を」ではなく、「杵島が嶽を」としている。しかし、平安アクセントにおいて格助詞「が」は高平調(上声)アクセントであるのに対し、『広韻』において「加」は下平声であり、対応が見られない。もちろん先に対応を断言できなかった九字と同じといえばそれまでだが、先の九字には対応する可能性も残されていた。西海道風土記乙類歌謡の文字選択にアクセントが反映されていると仮定すれば逆説的に、「杵島」に続く助詞は「が」よりも「の」であった可能性が高く、諸本の「熊」が「能」の誤写である可能性が高いと言えよう。



あるが、形容詞の語尾の「し」には常に「之」が用いられ、「志」が用いられる例は一つもない。……（中略）……この音義の和訓において同一の音節に對して二種類の萬葉假名が、語の種類によって使い分けられているのは顕著な事實であって、これから考えると、この文獻に用いられている萬葉假名にはある種類の假名遣が行われているのではないかと疑われるのである。……（後略）……

このように説いた後、金田一氏はこの假字遣はアクセントを反映したものであるということ論じ、

《金光明最勝王經音義の和訓における萬葉假名は語のアクセントによって使い分けられている》

という結論を導いている。

文献としての性質は異なるが、文字選択という観点から見ると、西海道風土記乙類歌謡の表記も金光明最勝王經音義におけるものと同様の意識がはたらいた結果と捉えられる。金田一氏の導いた結論は文字選択に語の種類の種類を認めたわけではないものの、論証の過程に表れているように、語の種類によって書き分けられた場合とアクセントによって書き分けられた場合とで同じような文字選択が行われることを示している。しかも、文字選択にアクセントが反映されているとしても、それが語の種類による書き分けを否定することにはならず、その逆もまたない。

同時に、西海道風土記乙類歌謡の筆録者は音韻の再現を優先しつつ、何とかして歌意を表そうと試行錯誤するなかで「嵯峨紫」という表現に辿りついたのだろう。さて、この歌謡において「嵯峨紫」以外の語に、音韻だけでなく字義をも的確に表す字音假名の連なりを見つけられる可能性はあるだろうか。あられ・ふる・きしま・たけ・くさ・とる・いも・て……一つひとつ思い浮かべてみても、その可能性は〇パーセントではないにせよ、極めて低いと推測される。その中で、「嵯峨」という漢語表現を字音假名として捉え直し、表記に使用できることを見出だした筆録者の欲びは想像に難くない。

西海道風土記乙類は先行研究において文人趣味的であると評価されてきたが、以上の検討からその評価は歌謡の表記に対しても有効だと考える。この表記には、形容詞「さがし」の字音假名を中心として、音韻としても字義としても相応しい表現を探した跡を窺える。〈文人趣味的な西海道風土記乙類〉と言う時、本来は「さがし」の字音假名の工夫に表れたような、漢籍の知識に基づく表現を指して言うのだろう。だが、字音假名によってアクセントを、あるいは語の種類を表そうとしたことも文人趣味の一端と捉えられるのではないだろうか。音韻を表すものとしての漢字と表語文字としての漢字との、いずれをより生かして国語を写し取るかというせめぎあいのなかで行われた繊細で濃やかな文字選択、そこそが西海道風土記乙類歌謡表記の特色である。この歌を目で読むだけで、字音假名の原音調類を知る者はその抑揚を思い浮かべることができ、字音假名の字義を知るものはその歌意の一部、すなわち「杵島の嶽」の様子を思い浮かべることができる。筆録者はこの表記によって、本来は口承文芸である歌謡を黙読に堪え得る、ひいては鑑賞に堪え得る記載文学として再構成することに成功したと言えよう。

## 六 おわりに

本稿の核となるアイディアの口頭発表は、上智大学国文学会 平成二十九年度 夏季大会（二〇一七年七月一日、於 上智大学）にて行った。その内容に諸先生方から御意見を頂戴し、執筆・投稿した「西海道風土記乙類歌謡の文字選択」を二〇一八年三月発行の『風土記研究』第四〇号に掲載していただいた。本稿は、更に諸先生方から御批正を賜り、前稿の誤をできる限り改め、一部を書き直したものである。ただし次の理由により、「再考」と題しつつ結論を大幅に変えることはせず、結論を導く過程もそのままにした部分がある。

前稿では平安アクセントと『広韻』における声調との比較について、力不足で正確を期すことができなかった。この点を森博達氏が日本語学会 二〇一八年度 秋季大会（二〇一八年十月十三日、於 岐阜大学）において「西海道乙類風土記の音韻と語法について」と題された御発表のなかで訂正してくださいました。深く感謝申し上げます、その結論に従いたい。

## 注

(1) 小島憲之氏『上代日本文學と中國文學 上』（六六六頁〜六六八頁） 第四篇 風土記の述作 第二章 諸國風土記の述作 (四) 豊後・肥前兩國風土記ならびにその逸文

これは實用的な地誌よりも、文學的地誌をねらったものとも云へる。このやうな傾向が逸文乙類の中に著しいことは、乙類の撰者が漢籍読破の人であることがわかる。……(中略)……或は趣味に文藻豊かに書いた(或は書かした)のが乙類ではなかったか。……(中略)……逸文乙類に軍防上の記載のみえないことは——偶然性もあり得るが——、乙類が實用性公用性のないことをも意味する。風土記の性質より云へば、これはやはりまづい。乙類は関宗岳の條の如く筆力に驅られて、むしろ文學として「書くための風土記」ではなかったか。……(後略)……

(2) 校本『肥前国風土記』実観本(内甲本・南葵本・義勝本・岩崎本・纂註本を対校)、真風本、久老本を比較した。

校本『肥前国風土記』実観本(上)(藤井恵子氏、『風土記研究』二〇巻、一九九五年)

校本『肥前国風土記』実観本(下)(藤井恵子氏、『風土記研究』二二巻、一九九五年)

『真風本 肥前国風土記』(複製、『風土記研究』二二巻、一九九五年)

『肥前風土記』(荒木田久老 校正、積玉圃河内屋喜兵、寛政一二年)

校異は次の通りである。

1. 「志」努波羅能 意登比賣能古素 佐比登由母 爲<sub>レ</sub>祢<sub>レ</sub>弓牟志太。夜 伊幣<sub>ル</sub>爾久太佐牟<sub>レ</sub>真風本とは「ノ」を振り、岩崎本と久老本とは「ヌ」を振る。
  2. 岩崎本は「素の下部が「京」の旁となった字「表」とあり、纂註本は「素(表)」とあり、久老本は「表」として「ヲ」と訓む。
  3. 内甲本が「祢」を「彌」とする。
  4. 南葵本が「豆」の三画目を二つに分けてその初めを長く、最終画を短く作る。
  5. 「夜」に義勝本、真風本は「ヨ」を振る。
  6. 義勝本、真風本、久老本は「尔」に作るが、同字と捉えることができる。
- (3) 「志努波羅」の「努」は「の」であるとしても上代特殊仮名遣いにおいて甲類であり、「能」とは別音節であるので、書き分けとは考えられない。「意登比賣能古素」が「意登比賣能古衰」であったとしても、ア行の「意」とワ行の「衰」とは別音節であるので、書き分けとは考

えられない。

- (4) 『万葉集注釈』の国文研貴重書、冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本、書陵部蔵本を比較した。  
『万葉集注釈 国文研貴重書』日本古典籍総合目録データベース、請求記号：99-79-2-6。  
書誌URL： [https://dbrec.nijl.ac.jp/KTG\\_B\\_200006856](https://dbrec.nijl.ac.jp/KTG_B_200006856)  
『金沢文庫本万葉集巻第十八 中世万葉学』冷泉家時雨亭文庫 編、朝日新聞社、一九九四年  
『万葉集注釈 仁和寺蔵』京都大学文学部国語学国文学研究室 編、臨川書店、一九八一年

『万葉集注釈 書陵部蔵本』日本古典籍総合目録データベース、請求記号：20-323-2-429  
コトA、書誌URL： [http://dbrec.nijl.ac.jp/KTG\\_B\\_100069603](http://dbrec.nijl.ac.jp/KTG_B_100069603)  
校異は次の通りである。

- 「婀娜礼<sup>1</sup>符<sup>2</sup>縷 耆資<sup>3</sup>麼<sup>4</sup>能多<sup>5</sup>増塙<sup>6</sup> 嵯<sup>7</sup>峨紫<sup>8</sup>彌<sup>9</sup>台<sup>10</sup> 區縫<sup>11</sup>刀理我泥<sup>12</sup>底 伊母我提<sup>13</sup>塙刀縷<sup>14</sup>」
1. 竹冠と草冠とはくずし字では同じように書かれるので、いずれとも判じられそうだが、現行の諸注釈いずれも「符」とし、先行研究（本稿注9）において用字の親和性を指摘される『日本書紀』にも音仮名「苜」の用例はないため、「符」に従う。ただし、本論で問題としている声調については、『広韻』でいずれも同じ声調に分類されている。
  2. 国文研貴重書、書陵部蔵本「縷」、冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本「縷」に作るが、同字と捉えることができる。
  3. 仁和寺本「曆」、書陵部蔵本欠く
  4. 冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本、国文研貴重書、書陵部蔵本「熊」
  5. 国文研貴重書「愷」ただし、本論で問題としている声調については、『広韻』で「愷」と同じ声調に分類されている。
  6. 冷泉家時雨亭文庫「嗟」もしくは「差」の旁を略した字、仁和寺本「嗟」の旁が俗字「冷泉家時雨亭文庫「我」
  7. 冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本、国文研貴重書、書陵部蔵本「弥」
  8. 冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本、国文研貴重書、書陵部蔵本「弥」
  9. 冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本、国文研貴重書、書陵部蔵本「占」
  10. 冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本、国文研貴重書、書陵部蔵本「逼」にも見える
  11. 仁和寺本「刀理我」を重複して記す。衍字と見る。
  12. 仁和寺本「底」を欠く
  13. いずれも玉偏（王）の「瑪」に見えるが、現行の諸注釈いずれも「塙」とし、先行研究「本稿注（10）」において用字の親和性を指摘される『日本書紀』にも音仮名「瑪」の用例はないため、「塙」に従う。ただし、本論で問題としている声調については、『広韻』でいずれも同じ声調に分類されている。
  14. 国文研貴重書、書陵部蔵本「縷」、冷泉家時雨亭文庫、仁和寺本「倭」に作るが、同字と捉えることができる。
- (5) 『広韻』についての「占」と「台」との差を確認する。『広韻』は『校正宋本広韻 附索引』（中華民国八十三年、藝文印書館）に拠った（以下同じ）。
- 「占」は p. 226 「鹽」簷下平、章豔切」ならびに p. 444 「豔」占去、章豔切・職鹽切」  
「台」は p. 59 「之上平、音胎」ならびに p. 100 「哈」胎上平」である。
- 「台」は「吾」〔『広韻』は p. 100 「哈」臺上平〕と同様に上代特殊仮名遣いにおいて乙類であると考えられる。従って「刀」とは別音節であり、書き分けとは考えられない。
- (6) 古風土記歌謡の表記は原則として日本古典文学大系に拠った。
- (7) 『日本古典文学大系2 風土記』（秋本吉郎氏 校注、岩波書店、一九五八年）  
羽が 堤を つつむとも 在らふ間も憂きは 壞え」とし、新編日本古典文学全集（植垣節也氏 校注、小学館、一九九七年）は「あらふま」以降、五字を不明とし「うきはこえ」と結び、頭注で「後半に誤脱があり、解し難い。」とするなど、解釈によっては変字法であると言えない可能性もある。

(8) 「女久女」を「万久母」とした日本古典文学大系や日本古典全書の解釈に従えば、そのような結果が出る。たとえば新編日本古典文学全集は頭注において「訓むことができない」としており、疑問が残る。

(9) 音仮名「が」に用いられる字の検討は主に次の三つの研究に拠った。

①植垣節也氏『風土記の研究並びに漢字索引』(風間書房、一九七二年)

②大野透氏『萬葉假名の研究』(明治書院、一九六二年)『続・萬葉假名の研究』(高山本店、一九七七年)

③北川和秀氏『西海道風土記の字音仮名について』(『群馬県立女子大学国文学研究一九』、一九九九年)

ただし、前稿に誤りを認めたので次のとおり改めた。

一、前稿では「加」を「が」の音仮名に用いていると考え、それを喉音に含めていた。森博達氏から、「加」は中古音では牙音となる旨、<sup>1)</sup> 批正を頂いた。

二、古韓音「義」が用いられているとしたのは誤りであったので、お詫びし、訂正する。

(10) 乙類歌謡に用いられている字音仮名は『日本書紀』α群のそれとのみ対応するわけではなく、β群にのみ用いられる字音仮名をも用いている。

北川和秀氏は「西海道風土記の字音仮名について」(『群馬県立女子大学国文学研究一九』一九九九年)において、大野晋氏が日本書紀の仮名字母について行った指摘(「阿」などの複雑な字形は内容を複雑らしく見せるために普通使われていた「阿」に女篇を加えて「阿」としたといった原理がはたらく見ている)を援用し、日本書紀の字音仮名と西海道風土記の字音仮名を比較した。その結果、

乙類風土記の字音仮名が日本書紀の字音仮名とその原理が共通することが明らかに  
なった。

と結論付けている。同時に、

○稲荷山古墳出土鉄剣名に代表される古韓音に基づくもの、

○古事記・万葉集を初めとする多くの文献に用いられている中国六朝の音韻に基づくもの、

○日本書紀に見られる最新の中国北方の字音体系に基づくもの

の三グループ(右の三項目は引用ではない——宮川注)を検討し、

日本書紀の字音仮名が孤立的で、他に類を見ないものであることを考える時、乙類風土記の字音仮名がこれと類似することは大きな意味を持つものである。

と考察する。また、続く「西海道乙類風土記の字音仮名について」(『風土記の表現』

二〇〇九年、笠間書院 所収)において、

ア、甲類風土記においては、古事記・万葉集・日本書紀を初めとして、上代文献に広く使用されている字音仮名が多く用いられている。

イ、乙類風土記においては、日本書紀独自の字音仮名と対応するものが多く用いられている。

ウ、乙類風土記の字音仮名には、古事記・万葉集にも日本書紀にも用いられないものが少なからずあるが、それらの中には日本書紀の字音仮名の原理と対応するものがある。

と述べている。北川氏の研究を踏まえて今回の歌謡に用いられた字音仮名と『日本書紀』歌謡に用いられた字音仮名とを比較すると、所謂α群もしくはβ群への偏在は確認できない。このことは、既に荻原千鶴氏が「九州風土記の甲類・乙類と『日本書紀』(『風土記研究』三三号、二〇〇九年)において触れている。

これらの文字(阿・邇・符・香・資・慶・嶋・岷・峨・台・区——宮川注)の『日本書紀』における分布状況は、その多くが『日本書紀』全般、すなわちα群・β群の双方にわたっているが、……中略……こうした分布状況からすると、乙類の書記者は、α群のみ、あるいはβ群のみ、といった関わり方をしていてはならず、『日本書紀』全般の表記になじんでいるということが出来る。

(11) 『広韻』は『校正宋本広韻 附索引』(中華民国八十三年、藝文印書館)に拠った(再掲)。

平安アクセントの推定については、以下①⑤⑥を参考とした。

①『御巫本 日本書紀私記 声点付和訓索引「アクセント史資料索引」第二号』



に対応し、残る三例（嵯峨紫サガシ・刀理トリ・刀纒トル）はF（下降調）に対応している。後掲の【表I】に拠れば、唐代北方音で下降調になるのは、全清・次清音の平声字のみである。「嵯峨紫」は「紫」ではなく「資」を用いれば済む。しかし平声次濁音来母字は低平調（L）となるので、「取り」「取ル」の「リ」と「ル」には上声字を用いざるを得なかった。

③ 去声字は「邏」の一字しか無く、上声点に対応している。「邏」は『廣韻』では去声のみだが、『集韻』では平声と上声が一般的である。この歌謡が上声の「邏」を採用したのであれば、「廻邏禮（霽）」の原音声調は「上上」となり平⑦の「HH」に合致する。

④ 上述したように、宮川氏は高山倫明氏に倣い、平⑦平声点で『廣韻』平声である場合、および平⑦上声点で『廣韻』が上声か去声の場合を、平⑦と原音声調の一致と見なした。その方式に従って、修正後の原音声調と平⑦資料の声点の対応を調べると、二九字のうち二八字が一致することになる。一致率は二八÷二九＝九七％となる。この歌謡の用字がアクセントを反映していることは確実である。

⑤ 残る一例の不一致は「區縊（草クサ）」「L」であり、平声点の音節に上声字「縊」が用いられている。「嵯峨紫」に用いられた平声字「嵯」をここに使用すれば済むのに、そうしなかった理由は不明である。

引用は以上であるが、右の⑤において森氏が

「嵯峨紫」に用いられた平声字「嵯」をここに使用すれば済むのに、そうしなかった理由は不明である。

としている点については、表音的要求にも表語的要求にも応える「嵯峨」という表現を際立たせるため、「草」を表すのに「嵯」を用いるのは避けたと考えたい。